

平成 28 年 4 月 1 日制定
令和元年 8 月 30 日改定

新潟県工業技術総合研究所における研究活動に係る行動規範

新潟県工業技術総合研究所（以下「研究所」という。）では、公設試験研究機関として、県内企業が直面する技術課題の解決を支援し、ものづくりの基盤技術や先進的な産業技術に関する研究開発を実施してきた。更なる新潟県産業の発展と成長を企業とともに目指すため、研究開発に係る行動規範を以下のとおり定める。

1. 研究所の職員は、研究費が国の税金等で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、法令・条例及び研究所規程等を遵守しなければならない。
2. 研究所の職員は、研究活動またその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データ・資料などは 5 年間適切に管理・保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれらを開示し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
3. 研究所の職員は、研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。
4. 研究所の職員は、研究活動の過程で知り得た情報の保護に努めなければならない。
5. 研究所の職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に務めなければならない。また、不正行為・不正使用があったことを知った時は、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。